

## 総合海洋政策本部参与会議（第55回）議事概要

- ◆日時：令和3年3月22日（月）9時30分～12時00分
- ◆場所：Web会議
- ◆議事概要（参与の発言は○、事務局の発言は●で示す。）

### 1. 開会

### 2. 各PT・SGの検討状況の報告について

〔資料2-1から資料2-8について各担当主査から説明。以下、コメント。〕

- 3つのPT・SG、それぞれ大変広範なテーマについて、焦点を絞って綿密な議論をいただいた。相互に関連するテーマもかなり多く、今後の意見書の検討に役立つと思っている。今の説明について、意見や質問があれば、参与から伺いたいと思う。後の意見書等の議論でも発言いただければと思うので、もし今なければ、次の議題に移らせていただく。

### 3. テーマ別意見交換会の報告について

〔机上配布資料「テーマ別意見交換会の結果報告」について事務局から説明。以下、意見交換。〕

- テーマ別意見交換会の内容あるいは運営について、発言があれば伺う。
- 意見交換会の内容についてと、机上配付資料「テーマ別意見交換会の結果報告」の3ページ目の運営について、2つに分けて発言させていただく。

第一に、内容については、特に「東シナ海における中国の海洋進出と日本の海上法執行の対応について」で、いくつかの議論の内容を紹介していただいた。国際法学者の目から見ると、深刻な事実の誤認があり、かつ国際法に関する誤認もあるように見受けられる。しかしながら、私はこの意見交換会に不都合で出席しなかったため、どういった文脈でこのような意見が出てきたのか、文脈やその前提にあるスピーカーの説明をどう関連させて、このような議論になったのか、詳細を踏まえていないので、これ以上細部にわたって発言するのはご無礼かと思うので、控えさせていただく。ただ、重大な事実誤認と国際法についての誤認があるということだけは、伝えさせていただく。

そして、第二に、やはり大きな問題は、前回の参与会議では、テーマ別意

見交換会については、制度設計の問題については、議論がなされなかった。制度設計の問題には、たとえば、それはどういったテーマを扱うかという内容（実体）の面もあるし、どのような運営をするかという手続の面もある。前回の参与会議では、この議題が取り上げられた時点で、既に、参与会議の予定時間を20分近く経過していたために、「具体的な発言は控えるが、制度設計について時間をかけて議論をすべきである」と申し上げたところ、座長から取りあえず「2月のテーマ別意見交換会については開催するが、この制度設計については改めて議論する」ということであった。その趣旨が座長により確認され、本日もそのような機会をいただいたと理解した。それに従い、制度設計についてご提案申し上げたい。

前提として、いろいろな場を設けて、参与が広く認識共有をしたり、自由に意見交換をすることが望ましいというのは、前回の参与会議で申し上げたように、私は大賛成である。

そこで、どのように制度設計するかについて、1つの考え方として、参与会議ときっちり結びつけなければならないという考え方がある。例えば参与会議というのは一体何を任務とするところなのか。それは、海洋政策を論ずるところであり、複数の関係省庁にまたがるような施策を取り上げて、政府に対して参与という個人の立場から海洋政策に提言をする場である。そうだとすると、テーマ別意見交換会でとりあげるテーマの内容についても参与会議の本旨、参与会議の機能、そして、これまでの参与会議の議論で残っている課題、やらなければならない喫緊の課題、そういったものに結び付けるようにして、テーマを抽出しなければならない。また、制度あるいは手続、運営という観点からすると、参与会議との連結を維持しようとするれば、既にPT・SG、プラットフォームがあるので、テーマ別意見交換会がそれらとどういった関係に立つのか、平仄が合わなければならない。さらには、PT・SG、プラットフォームが何を根拠にどのような説明で設置されたか、テーマ別意見交換会の制度は、それらとも平仄が合っていないわけである。1点だけ疑問を提起させていただくが、今回、テーマ別意見交換会の設立について、総合海洋政策本部参与会議規則第7条が根拠になっている。しかし、SGでもプラットフォームでも、おそらくPTでも同条が根拠になったことはない。したがって、同条を根拠としてテーマ別意見交換会を設立することには、疑問がある。このように内容（実体）や手続の面で、参与会議との結びつきを厳格に維持しようとする、かえって自由な意見交換会という趣旨が壊れてしまうおそれがあると思う。

そこで、次のように発想転換をしてはいかがか。自由参加の勉強会のような形、つまり、名称は、意見交換会と呼ぼうが、勉強会と呼ぼうが、それは

私たちの言語感覚の好みで選ばばいいことだと思うが、もっと自由に、制度設計をしてはいかがか。つまり参与会議と内容がきっちり結びついていなければならないPT・SG、プラットフォームの制度設計と設立根拠などと平仄を合わせるといことを厳密には求めないという方針である。テーマ別意見交換会の提案が出てきた趣旨を反映するためには、自由な勉強会のような会を設けてはいかがかと思う。そこで、「テーマ別意見交換会の結果報告」といった資料を机上配付でいただいているので、3ページ目をご覧いただきたい。それに基づいて、制度設計を提案させていただく。なお、言葉としては、差し当たり、私の発言では、「勉強会」と申し上げさせていただく。

自由な勉強会の「(1) 趣旨・目的」は、資料のとおりでよいと思う。海洋基本計画は300を超える施策があるので、それに関連するテーマは、相当に多くあり自由に選ぶことができると思う。そういったことから「(1) 趣旨・目的」はそのままでよいと思う。「(2) 構成」は、自由な勉強会なので、特に考える必要はないと思う。「(3) 運営」は、「運営」を、「テーマ設定」と読み替えさせていただく。そして、むしろ②が先に来ると思う。勉強会のテーマ選びにおいて「参与は座長に対し、テーマ別勉強会の提案をすることができる。」が時系列からいって、先に来るはずである。そして、それに続いて、もともとの①を置いて、これを次のように修文してはどうかと思う。「座長が、提案されたすべてのテーマを紹介するとともに、テーマを選んで、そのテーマ選択の理由を付して、(つまり決定におけるトランスペアレンシーを確保するという趣旨であるが、) 参与会議に諮る。」もちろん座長も参与であるから、テーマの提案もできる。簡単に言えば、誰もがこういったことで勉強会をしたいと提案できて、それを交通整理しなければならないので、座長が、提案された全てのテーマを紹介し、かついずれかを選んでその理由をつける。そうすることで、トランスペアレンシーを確保しながら、参与会議で諮るということである。そこから③④⑤について、今申し上げている趣旨の勉強会においては、特に厳密に決めることは不要だと思う。

そして、次の点は慎重にその必要性を考えなければならないことである。せっかく開催する自由な勉強会なので、もちろん全員の参与が必ずしも出席するわけではないのだが、勉強会をきっかけとして、こういったテーマは参与会議でも取り上げるのがいいという意見や考えが参与において出てくるのは極めて自然だと思う。したがって、そのようなインセンティブやモチベーションが出てきたときに、それを、どうやって参与会議に反映するのか、インプットするのか、そこを決めておくことは大事な点の一つである。

それについては、次のように考えてはどうかと思う。2つのステップを踏む。

第1のステップは、事務局がこれまで苦心されていたが、ブレインストーミングやカレントトピックスとして、何を扱いたいかということに参加に意見聴取されたことが、昨年、令和2年の9月か10月頃にあったと記憶している。意見聴取は9月か10月に1回実施したら、もう実施してはならないということは全くない。カレントトピックスと呼ぶのが適切なのか、ブレインストーミングと呼ぶのが適切なのかは、テーマによって違うのかもしれないが、勉強会を行ったことをきっかけとして、参加がこれは参与会議で全ての参加で議論すべきだというモチベーション、インセンティブを持ったら、それは随時提案をできるようにする。実質的には、参加がそのような提案を事務局に連絡することになるが、もちろんそれは座長に向けて発信することになる。

第2のステップは、先ほどと全く同じ表現だが、座長は提案された全てのテーマを紹介し、そこから選定をした理由を付して、透明性を確保しながら参与会議に諮り、参与会議での議題として決定する。このようにすると、なるべく自由なということを生かして勉強会（意見交換会）ができる。自由であるから、参加によっては都合がつかないとか、そのテーマは今ちょっと、ということもあるけれども、勉強会を実施する。場合によっては勉強会（意見交換会）がきっかけや弾みになって、これは参加で議論すべきだというモチベーションが出てきたら、それを参与会議で、しかるべき手続で、全ての参加で議論するという仕組みをつくっておかなければならない。

以上の趣旨で、「テーマ別意見交換会」という文書の3ページ目を使って、勉強会（意見交換会）の制度設計と、その参与会議への有機的な結び付け方について、発言させていただいた。

それに付随して、これは後から申し上げるべきことかとは思いますがこういった制度設計、運営がまだ決まっていないにもかかわらず、今日頂戴した机上配付資料、意見書骨子（案）の中にテーマ別意見交換会での内容が既に記載されていることは、極めてミスリーディングであるし、疑問にも思う。この点につき、事務局から説明をお願いします。

- 率直にテーマ別意見交換会の運営方法よりも、東シナ海における中国の海洋進出、中国海警法の発令について、前回話し合われたので、コメントを申し上げたい。

中国と東シナ海、南シナ海もそうであるが、海警法を施行して、今後、日本としてどのような対応をしていかなければならないかということについて、テーマ別意見交換会で取り上げられたことは、理にかなったテーマだと思う。前回話し合われたが、非常にポイントを突いたところもあった。今後、日本政府として進めていくべき方向もよく話し合われたのではないかと考えてい

る。日米豪印、いわゆるQuadの外相会議、それに続く首脳会議、日米2+2や、共同発表を見ると、中国の海洋進出に対する日本政府としての抑止という面から考えると、非常にいい流れの方向に行っているのではないか。そして、今後はさらにASEAN及び欧州、特に英仏独、そういった国に対して中国海警法の問題点をよく説明して、働きかけていく必要がある。国際世論として起こしていく必要があるのではないか。

- テーマ別意見交換会に、参加させていただいたが、座長が選ばれた中国海警法の問題は、やはり無視できないものだったと思った。いい機会を与えていただいた。

先ほどご意見があったように、意見書の骨子における、情勢変化としての東シナ海が意見書としてかなり大きく取り上げられていると思う。自由な意見、オフレコでもいいことを言うはずだったのに、ここに取り上げられるということは、今日参加されている参与全員に、どういった話でこうなって意見書に反映されるのかということ、丁寧に説明していただきたい。そういった意味で、座長から報告があったが、全員で議論するというステップを踏んだ上で、骨子に持っていったらと感じた。

- 前回のテーマ別意見交換会に参加させていただいたが、専門ではないことであつたので、内容について判断することはできなかったが、重要なことを教えていただいた。これは先ほどのご意見と同じである。

ただ、さきほど、この内容に関して、事実誤認等があるという指摘があり、そういった点を伺う機会をいただき、参与が同意できる大筋の内容をつくって、取扱いについても、その場で考えて出していくことが適切ではないか。

- まずテーマ別意見交換会の運営については、既に前回参与会議の議事概要をお手元に届けさせていただいているが、最後のところで、座長の判断として、今の情勢では実施しておかなければならない重要なテーマだということで、前回決めていただき、意見交換会を開催したところ。都合がつかず、参加いただけなかった参与もおられたが、多くの参与に出席いただき、非常に有意義な意見を頂戴したと考えている。

その上で、座長から前回も話があったが、何か提案があれば、次の参与会議、その他のところで意見をいただいた上で、よりよい在り方を検討するとおっしゃっていただいた。それを受けて、今日、改善の仕方についてご意見をいただいたものと考えている。その点については、また相談をさせていただきたいと思っているが、考え方によっては、今後、テーマ別意見交換会か

ら勉強会への変更を行ったほうが良いという提案かもしれないし、また、取り方によっては「(3) 運営」の③④⑤を変更するということであると、どちらかというところ、ブレインストーミングや、カレントトピックスに近づいていき、別物の勉強会ということになる可能性もあるので、よく調整させていただきたい。

前回の議論の中で、テーマ別意見交換会を開催するというところ、熱心に議論いただいたということをもって、意見書の骨子(案)には皆様の意見を反映させていただいている。

参与から指摘をいただいた重大な事実誤認は、あってはならない。テーマ別意見交換会については、外務省も参加していたので、特に東シナ海の中国の海洋進出の部分は外務省にも話を聞きながら、何か問題があれば指摘してもらおうという方法を取っているが、国際法の観点で参与からこういった点があるということがあれば、ぜひ話をいただければと考えている。

- 自由な意見交換会を実施したいというのは、私の以前からの考え方であり、先ほど参与から話があったように、それなりに自由な意見交換、勉強会的側面を前に出した運営方針をつくっていくことについては賛成である。この後、事務局で少し考えてもらい、開催できればと思う。

2月の段階で開催したのは、国際政治学者としての判断であり、今議論しなければならないテーマだということで開催させていただいたわけで、中身については、いろいろな意見があり得る中身である。なので、テーマ別意見交換会の記録として出されたものは、各参与が発言されたものを事務局でかなり大胆に、簡潔にまとめたところがあり、これをそのまま何かの形で展開するというところは、慎重さを欠くということがあり、議事録等は非公開となっている。ただ、テーマ別意見交換会で参与が様々な意見を出されたことは間違いないので、それをベースに次の議題、意見書に反映するといったとき、どのように進めていくかは、大きな問題ではあるが、意見書というのは、まさに参与会議全体で相談しながら決めていくことであるので、そういった中で、勉強会で出た意見を意見書に反映していくとすれば、参与全員に意見についてどう思われるかということは何っていくことになる。

そのような方針でよろしければ、議題4に移らせていただく。議題「4. 総合海洋政策本部参与会議意見書の骨子について」ということで、意見書については、PT・SG等での議論を踏まえ、参与会議で取りまとめ、春に座長から本部長である総理へ手交している今年度の意見書の作成に当たっては、本部長、つまり総理のみならず、マスコミや一般の方にもより分かりやすいものにするということで、事務局が作成した案は、ポイントを絞って横断的に

記載していただいた。このようなまとめ方についても、結局、参与会議で決めることであるので、事務局案の骨子そのものを決め打ちで、決定するということを提案しているわけではない。ただ、何もないと、参与の皆さんも話し合うきっかけがないので、このようにまとめていただいたということである。

- 議題3と議題4にも関わるということで、座長が議題4についても併せて説明された趣旨は、よく理解している。しかし、議題3について、少し分かりにくいことがあったので、座長の発言を踏まえて、あくまで明確化させていただき及び確認をさせていただく。

第一に、勉強会なのか、意見交換会なのか、これは言語感覚の問題なので、どちらもありえようが、要はその運営（制度設計）をどう考えるかということについて、参与全員の合意があればよいのだという意味で、座長のおっしゃるとおりである。

先ほど、事務局からこの点は一旦引き取るという発言があったので、再度、整理された提案が事務局等から示され、それを参与会議で議論をし、参与会議で決定するという手続が踏まれるものと理解している。その点を確認させていただく。

第二に、聞き間違いでなければ、事務局から意見交換会の内容を意見書に反映という発言があったように思う。今回はそういった決定はしていないのだからできないと思う。2月の意見交換会で議論の内容を意見書に反映するというならば、先ほど別の参与からも指摘があったように、参与全員で議論をしたらどういう発信があり得るのかを定めなければならない。これは、参与会議において、まだ何もやっていない。事務局からこういった意見があったと伺っただけで、参与会議では、何も議論をしていない。そして、ここで時間を取って、国際法学の知識を披露する気はないが、先に申し上げたように、事実誤認や国際法についての誤解があるように見える。

他の参与からも発言があったように、非常にタイムリーにこの意見交換会が行われたのであれば、そのテーマをしかるべく参与会議の下で、全ての参与がいるところで議論をし、参与会議として合意がなされたときに、初めて意見書への記載が根拠を持つ。なので、先ほど事務局から意見書にテーマ別意見交換会の内容を反映するという発言があったが、そういったプロセスを踏んだ上でのことであるという趣旨の発言であれば、疑問はない。この点、明確にさせていただきたい。

- 次の参与会議頃までには、事務局でまとめていただけたらと思う。テーマ別

意見交換会と呼ぶか、自由勉強会と言うか、その辺のことも含めて、事務局で進めていただきたい。

また、今回のテーマ別意見交換会の意見をどのようなプロセスで意見書にまとめていくかであるが、この間の勉強会で取り上げたテーマをもう一回、ブリーフィングからすべて参与の前で行うというのは、生産的ではない。どちらかという、これからの参与会議の任務は、どのような意見書を提案するかということで、参与のエネルギーと知見をぜひ活用させていただきたい。そうすると、前回のテーマ別意見交換会で、参与から出された意見のどの部分が意見書に登場していくのかということは、まさにこれから意見書の議論をする中で、参与全員で議論を行えばよいと思う。その際に、つくり上げる提言の中に、現代の国際法の常識から見て、誤った解釈や事実誤認に基づいたものが残ってしまっているといけないので、それは提言の内容を精査する際に、参与全員で十分に注意いただき、議論すべきは議論するという形で進めていきたい。

#### 4. 総合海洋政策本部参与会議意見書の骨子について

〔机上配布資料「令和2年度 総合海洋政策本部参与会議の意見書骨子（案）」について事務局から説明。〕

- この意見書は、参与会議の最も重大な任務であるので、ぜひ参与から構成の仕方、中身、中身の議論の仕方、こういうことも含めてコメントをいただければと思うが、構成についてはいかがか。従来の意見書は、トピカルにというよりは、PT・SGで出てきたものの中から大事だと思うものをまとめるということで、意見書をまとめてきたが、今回は比較的トピカルというか、世の中はとても大きく動いているという情勢を踏まえて、必ずしもPT・SGをつくったときに全て見通せていたわけではないような事情がこの秋から今にかけて起きているということを受けて、こういったことを事務局として考えたのだと思う。東シナ海等における情勢変化、地球温暖化に関する世界的な動き、新型コロナウイルス、この3つを立てた上で、提言としても、東シナ海、海のグリーン化、その他に分けるといって、こういった意見書の構成について、意見を伺いたい。
  
- 今のいわゆる国内、あるいは国外情勢からいうと、東シナ海、地球温暖化に関する世界的な動き、我が国が非常に苦労している新型コロナウイルス感染症、構成として3つ大きなテーマを選んだというのは、情勢から見ていいのではないかと感じる。もう1点は、今まで各PT・SGで各主査が苦労された



検討成果、3番目の「参与会議における議論の経緯・内容について」という、各PTの今後の記述具合、報告書を添付するというのではなく、集約された1枚紙のペーパーになるのではないかと思うが、3番目の経緯・内容の書きぶりと4番目の、「情勢の変化を受け、特に取り組むべき施策」がうまくつながるといいと思っている。事務方は各テーマ別にそれぞれの項目で東シナ海の情勢変化への対応とか、海のグリーン化を取り入れたというつもりで構成していると思うが、3番目と4番目の内容がうまく一致しないと、各PT・SGで議論したことがあまり反映されないのではないか。3番目の各PT・SGの表現ぶりをどうするか、4番目にざっくりまとめた東シナ海への対応と海のグリーン化、その他個別ということについて、どのように取りまとめをしていくかというのがポイントではないか。

- 今回、トピカルなテーマに関して、タイトルに掲げてみたことは、大変よろしいのではないか。特に取り組むべき喫緊の課題がサブタイトルとしてトピカルに挙がっているということは、今回の意見書を首相に手交する際に、非常にアピーリングになる。また、「東シナ海における情勢変化への対応」と「海のグリーン化」、この2つがトピックとしてタイトルに挙がっているが、前者に関しては、今、意見があったとおりに重要である。後者の海のグリーン化に関しては、今年、IPCCのAR6の報告書が発出される年であるので、今回このトピックをタイトルに掲げないと、鮮度が失われるといったタイミングからも、今年の意見書に気候変動に関わるタイトルが挙がっていることは、大変重要である。

ただ、「海のグリーン化」という言葉そのものがこれでいいかどうかというのは、もう少し適当な案がないものかと思う。「ゼロエミッション化」という言葉が菅首相からも強く期待されているところであるので、例えば「ゼロエミッション化に向けた海洋の貢献」とか、鮮度の高い言葉をタイトルに使うことが重要である。

最後に、個別事項として3点挙げられているが、最も多くのPT・SGで議論されたものであり、最も多くのPT・SGで議論されている内容であるということは、それだけ重要な内容であるとも言えるわけで、ここの取扱いをもう少し何とかできないか。その他という雰囲気的位置づけではなく、もう少しいい位置づけを検討いただきたい。

- 従来のようにPT・SGでの議論を並べるだけではなく、トピックを取り出しているということも、非常にインパクトのある意見書になる。その上で、最初に「3.」がしっかりと記載されていないので、どうなるのかよく分から

ないという、先ほどの意見と全く一緒に、このところをもう少し厚みを持たせてほしい。また、各PT・SGで議論をしたことにもオーバーラップするものがあり、そういうものは箇条書きするのではなく、連携させてほしいということ。「4.」のところに、例えば洋上風力発電などは、気候変動PTでも議論したし、産業競争力PTでも議論したという形で非常によくまとまっていて、こういうところが「3.」のところに一部出てくると思った。最後、もともと課題として3つあって、それが東シナ海等における情勢変化とカーボンニュートラルと新型コロナウイルス感染症の拡大だったはずで、参与会議の最初は、新型コロナウイルス感染症のところから一生懸命頑張っていて、その後この3つが出てきたので、ぜひ新型コロナウイルス感染症については項目立てしていただきたい。また、この下の3つの中で人材育成がどのPTでも話題になっていたのも、それを例えば「3.」にまとめて記載するとか、ここでもっと大きく取り上げるとか、そんな形で出していただけたらいいのではないかと。

- 骨子（案）そのものを書いてあることは当然なのだろうと思っているし、特に意見はない。ただ、全ての項目になるが、そこにどういう文章が入るのか、現状で私は分からないが、例えば1ページ目の海洋分野における影響、我が国周辺海域、シーレーンにおける安心安全どうのこうのとかが、ここでのシーレーンというのは、何を定義するのか。例えば、南シナ海が全部閉鎖されるのか、されないのか。それをどのように思っているのか。もしもあそこが閉鎖された場合の日本のシーレーンというのは、このシーレーンと同じ意味なのかどうなのか、そこが分からない。シーレーンの沿岸諸国というけれども、そのシーレーンがもしも変わったら、沿岸諸国に対する日本の対応は変わらざるを得ないのではないかと。そのところを意見書に入れるのか、入れないのか。そこを皆様と議論をしたいのだが、どう見てもみんなばらばらにそれぞれ議論しているので、結局、シーレーン、南シナ海の問題、日本周辺の海域の問題、それぞれに問題があるが、実は全部一貫して関連していることについての横串を刺すような書き方が果たしてできるのだろうか。もしかしたら、安全保障についての問題であるから、そういうものは表立った議論ができないのではないかと。そうすると、ますますもって意見書の書き方が重要になっているのではないかと。座長が発言したように、我々参与会議としては、この意見書をどうまとめるかが最大の責務だと思っている。

改めて骨子（案）を読むと、例えば先ほど言った言葉の定義、ここに書いてあるシーレーン、沿岸国とは何であるか。海洋産業何だかんだというのは、沿岸国に対する日本のプレゼンスをどうするのかとか、繰り返しますが、

南シナ海が閉まろうとしている、海域に影響を及ぼす可能性が高まっていると書いてある。もしも閉まったときにどうなるのか。そういうことは意見書の中に書くのだろうか。書くとすると、あらゆるところに全部影響してくるのか。そこは多分事務局が大変苦労されることではないのかと思っている。私としては、骨子（案）として十分理解ができるし、海のグリーン化とか、人材育成であるとか、いろんなことが全て必要なのだろうし、それぞれのところでも日本の国として考えたときに、シーレーンという言葉をごどのように理解して、そして、南シナ海、尖閣の問題等々について、我々はどのようにして沿岸諸国と話をし、国際法にどうのこうのとかが、そういう問題だけでいいのか。海域が狭くなっていくという話であり、むしろ南シナ海で中国が既に軍事要塞をつくっていることも事実である。そうすると、当然のことながら、あそこは自由に航行できるのだろうか。そういうことを考えると、書きぶりが大変難しいのだろうと思う。

- 今は構成についての議論だと理解しているので、先ほど座長が意見交換会の内容をどう書き込むかの内容についての議論は、また後でということ留保させていただく。今は、構成について発言をさせていただく。

私はみなさんの発言とは同じ方向を向いている。二つの点で同じ方向を向いていると思うのだが、先ほど発言があったように、意見書提出が参与会議の最大の責務であるという観点から発言させていただく。

第一に、意見書はバランスの取れたものでなければならないということ。そのバランスというのは、今、一番ホットな論題だけを記載すればいいのではない。ホットな話も記載しなければならないが、何人もの参与の発言にあったように、参与会議の、今年1年の営みも踏まえなければいけない。海洋基本法成立後に、参与会議の十数年の営みがあるとすれば、その営みを踏まえた上で、令和2年度である今年は何が進んだのかということをして令和2年度の意見書に記載することが、本当のインパクトになる。もちろん今、ホットな話を記載して、それについてこうやるという対応を記載することにもインパクトがあることは否定しない。しかし、令和2年度の意見書であることを意識すれば、今年1年で、これだけのことを実施した、過去から残っている課題を踏まえて、これだけ前に進んだ、という記載をすることが、令和2年度の意見書がもつ本当のインパクトだと思う。そのためには、何人もの参与の発言にあったように、そして、意見書が参与会議の最大の責務という趣旨も反映して、バランスを取って、カレントな、ホットな 이슈を記載することによるインパクト、プラス、令和2年度である今年の検討と施策の進捗の明確な表明と、過去からこれだけ進んだということを書く。そのバランス

を取ることを、意見書の構成及び内容において、もう一度一考いただければと思う。おそらく立てつけはそんなに大きく変えなくていいのであって、皆様が発言されたように、具体的な表現ぶりのところで相当に工夫はできると思う。

第二に、重要事項の取上げ方は、これまでの何人もの参与の発言にあったように、もう一回考えてみる必要があるのではないか。新型コロナウイルス感染症対策というのは、まさに昨年9月であったかと思うが、新任の参与をお迎えして最初の参与会議のときに、今年度の参与会議はコロナ問題に重点を置くという決定があった。それに従って、全てのPT・SGでもコロナを検討した。そうだとしたら、コロナが重要事項に出てこないというのはおかしい。人材育成については、今年もどのPTでも、あるいはSGでも「横断的」に議論があったが、まさに何年もの間参与会議の下でのPTやSGで繰り返し議論してきたことである。よって、これらを記載するのは当然のことと考える。

- 先ほどから発言があったことと同じで、今回の取りまとめに関しては、事務局が多大に努力をされたことは評価するが、ざくっとしすぎている気がする。最初に東シナ海等ということで、情勢変化を「等」という言葉でいろいろなことを含めていると思うが、最後の海事産業に関する部分は、そぎ落とし過ぎのようにと感じる。海のグリーン化というくくりも少しざくっとし過ぎと感じた。個別事項というのは、ご意見があったように、「その他」のように捉えられるということも、その通りだと思う。いずれにせよ雇用の確保、地方の創生は非常に重要なので、海事産業、あるいは産業競争力強化のところを大きな枠組みとして、しっかり入れていただくことが重要である。
- 新型コロナウイルス感染症対策については情勢変化であり、私どもの北極については様々なPT・SGでも議論しているし、人材は常に一生懸命やっているのだから、総合海洋政策本部長の認知能力が非常に高いと考えれば、1と2と個別というよりは、5つぐらいの項目にまとめるぐらいがいいのかと感じている。これは後で事務局でも検討していただき、参与の皆様の意見があれば、言っていただくが、その辺を工夫していただく。今後、参与会議において意見書についてどれほど時間を費やせるのかということの説明してほしい。
- 総合海洋政策本部長への意見書の手交がデッドラインである。日程はまだ不明であるが、事務局としては5月のしかるべき時期に意見書の手交できればと考えている。逆算すると、その前に関係府省庁の幹部の会合や、関係府省庁への照会等もあるので、4月中には事務的にセットをしたい。次回、4

月13日にもう一回参与会議があり、取りまとまらなければ、もう一度4月に、予備日を設定して議論いただきたい。もちろんメール等での意見照会もあろうかと考えている。

- 場合によると、2回の参与会議で議論するという事なので、今回はまだ骨子で、それぞれの文言自体もやや獫としているところもあるため、今後、事務局でどういった文章にするのかということを含めてもらい、私どもで相談し、事前にできればドラフトの段階で参与にお渡しして、参与会議ではポイントを絞って、どういったところを決めなければならないのかを中心に議論をさせていただければいいのではないかと。

## 5. 工程表について

[資料3-2について事務局から説明。以下、意見交換。]

- 安全保障に関わる工程表について、それぞれ防衛省、海上保安庁が「中期防衛力整備計画」、あるいは「海上保安体制強化に関する方針」に基づいて、着々と整備がされているという認識でいる。ただ、さらにいわゆる強化をするという意味で、法的な根拠についても検討したほうがいいのではないかと考える。例えば防衛省であれば、日本周辺海域の警戒監視を、海上自衛隊・航空自衛隊などでそれぞれ運用しているが、隊法でいうところの調査研究という項目である。ただし、実際としては、警戒監視は非常に大きな任務であり、これを隊法で新たに自衛隊の任務として付与するといった検討がなされてもいいのではないかと。海上保安庁については、説明を受けたときは、中国海警法が施行されて、海警が日本の漁船に対して射撃武器を使用した場合、どうするのだという質問をしたときに、正当防衛、あるいは緊急避難で対応するという事であったが、それだけで十分なのかと感じ、それと同時に、自民党の外交安全保障部会で質問とすると、政府としては、危害射撃までできるという発言があった。海上保安庁についても、いわゆる治安維持ということで、警察官の職務執行という範囲内で武器を使用する話と、例えば尖閣諸島に向こうの海上民兵等が上陸するとなると、日本の領土・領空に対する主権の侵害という形で、それを阻止するための新たな任務、これは法的にあまり分からないが、治安維持でそれも可能なのか。あるいは海上保安庁に新たに領域を守るルールを付与した方がいいのか、そういったことも今後検討したほうがいいのではないかと。
- 大きく分けて工程表の議論は、1つは、令和2年度の関係府省庁の努力を

工程表に照らして評価するという、いわば過去の事実への評価という作業が1個あり、もう1つは、もちろん密接に関連するが、令和3年度の関係府省庁のこれからの努力をどういった基準で評価するかという意味での工程表の改訂があるので、2つの資料が送付されていると思う。今、どちらの議論をしているのか、それとも、2つとも同時に議論しているのか。

- 実施状況一覧と工程表本体について、今回、参考資料としてはまだ不十分な2月末のものを配付している。次回4月の参与会議において、3月末時点の情報に更新したもので参与に議論をいただければと考えている。本日は、前回の参与会議において審議すべき事項として、5つの項目をあげたので、それについて参与の関心事項に基づいて、資料を取りまとめたものが資料3-1、資料3-2である。
- 今日説明いただいたのは、後ろを振り返って、この1年にやってきたものに対して、1月にここは足りないのではないか、ここはどうなっているのだというものに対して答えがあった。ただ、答えの中には、今後このようにするといったことも入っているので、今度、改訂するものの一部が今回のレスポンスの中に含まれているので、両方入ってしまっている感じがする。実際は、次の参与会議で改訂案を出していただいて、そういった改訂案を了承するというのは、参与会議の任務になると思う。事務局が大部の2月末段階のものをお届けしたという趣旨は、4月の段階になって改訂したものを、4月の1週目に参与にお送りしても、いきなり処理できないということもあり、今の段階でここまで直そうと思っているようなものを含めて、2月末の段階をお届けした。参与には、自身の専門分野に近いところ、色がついているところはこれから改良しようとしているところなので、その辺をご覧になり、4月の参与会議の直前に示されるであろう改訂案についてのコメントを準備いただきたい。
- 参与会議の任務は意見書もあり、工程表のモニターもあり、中身をご覧になっていただければ、今日の工程表について各省庁からレスポンスされているもののかんまりは、意見書の中で我々がこうしなければならぬと言おうとしているものに密接に関連している。ただ、意見書と大部の工程表のモニタリングは、人間業では簡単に処理しにくい面もあり、その面で参与に大変な負担をおかけしているが、本年度末までの工程表はこれで了承し、次の改訂はこれになるので、送付されているものについて目を通していただき、意見をいただけるとありがたい。今回は、参与からすると、5つの分野について、

各省庁からの回答をいただいたということで了解いただく。資料3-4などにこれまでのPTで提案したことについて、工程表の中ではどのように反映されているかをまとめたものができております。意見書やPTの中でこうしろとお願いしていることについて、工程表の中でしっかりと認識し、このPTで言ったことについては、このようにやっているということを関係府省庁で認識し、参与会議でそういうものを取りまとめたものが出来上がっていることは、大変健全であると思うので、これも関心のあるところをご覧いただき、次回の参与会議で発言いただきたい。

## 6. 閉会

以上